

# — あんしん保証パック(i)会員規約 —

## 第1条(あんしん保証パック(i)会員規約の適用)

- 1 ソフトバンクモバイル株式会社(以下「当社」といいます。)の定める「3G 通信サービス契約約款」及び「4G 通信サービス契約約款」(以下「サービス約款」といいます。)に基づき当社と3G サービス(i)の提供を受けるための契約又は 4G 通信サービス(i)の提供を受けるための契約、ソフトバンクモバイルオフィス(i)契約(以下総称して「サービス契約」といいます。)を締結し、且つ当社に対しあんしん保証パック(i)会員規約(以下「本規約」といいます。)に基づき当社のあんしん保証パック(i)(以下「本会」といいます。)の入会を申込みされた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。
- 2 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める会員特典(以下「特典」といいます。)を提供します。このサービスを以下「本サービス」といいます。
- 3 本規約に定める規定は全てサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、サービス約款に記載されている内容によるものとします。
- 4 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

## 第2条(本サービスの対象単位)

本サービスは、契約者回線毎に提供します。

## 第3条(本会入会条件)

本会への入会条件は、サービス契約を締結している者(以下「サービス契約者」といいます。)で且つ当該契約者に所有権が帰属する移動無線装置のうち「iPhone5」「iPhone4S」、「iPhone4」、「iPad(プリペイドプランは除く)」、「iPad2(プリペイドプランは除く)」、「iPad 第3世代(プリペイドプランは除く)」、「iPad 第4世代(プリペイドプランは除く)」、「iPad mini(プリペイドプランは除く)」(以下併せて「提供対象無線装置」といいます。)により当該契約者回線に接続して使用する方であることとします。

## 第4条(会員特典の適用)

本会員は、提供対象無線装置を当社が指定するサービス取扱所に提示のうえ、所定の書類等を提出することにより、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができます。それぞれの会員特典における適用条件は別途記載いたします。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象無線装置の提示が困難な場合は、この限りではありません。

## 第5条(特典の提供対象)

- 1 当社が本サービスにおいて提供する特典の対象は、提供対象無線装置で、且つ現に契約者回線に接続しているものに限るものとします。
- 2 契約者回線に接続し得る提供対象無線装置が複数存在する場合は、当社に登録されている提供対象無線装置の販売履歴に照らして、最新のものを本サービスの特典の提供対象とします。

## 第6条(本会への入会の申込み)

- 1 本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申込みものとします。
- 2 本会への入会の申込みは、サービス契約者が、提供対象無線装置の購入と同時に申込みものとします。

## 第7条(本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得)

- 1 当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合又はその申込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、本会への入会の申込みをした方(以下「申込者」といいます。)は本会員の資格を取得します。
- 2 当社は、申込者が、サービス契約に関する債務の支払いを過去に怠り、又は現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらずその申込みを承諾しないことがあります。

## 第8条(退会手続)

本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続が完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。

## 第9条(当社が行う退会手続)

- 1 当社は、本会員が、本会の月額使用料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。
- 2 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。
  - (1)入会時に虚偽の申告をした場合
  - (2)本規約又はサービス約款のいずれかの規定に違反した場合
  - (3)月額使用料等当社に対する債務の履行を怠った場合
  - (4)特典の利用状況等が適当でないと当社が判断した場合
  - (5)住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、又は当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
- 3 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

## 第10条(サービス契約の解約)

提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約について、解約があったときは、その解約をもって本会員は本会を退会するものとし、本会員の資格を喪失するものとします。

## 第11条(本サービス適用期間)

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日までとします。

#### 第12条(利用権の譲渡)

提供対象無線装置を接続している契約者回線に係るサービス契約について、利用権(3G サービス利用権、ソフトバンクパケットサービス利用権又はソフトバンクモバイルオフィス利用権をいいます。以下同じとします。)の譲渡が行われたときは、当該提供対象無線装置についても同様に譲渡が行われたものとみなし、本会員の資格は譲受人に承継されるものとします。この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま承継されるものとします。ただし、譲受人から本会員の資格の承継を希望しない旨の申し出があった場合は、利用権の譲渡承認の日をもって本会員の資格は消滅するものとします。

#### 第13条(契約者識別番号の変更に伴う特典の適用)

本会員が、提供対象無線装置を接続している契約者回線の契約者識別番号の変更を行った場合は、当該契約者識別番号の変更を行う以前の特典の適用実績は、そのまま継承されるものとします。

#### 第14条(月額使用料)

本会の月額使用料は、1契約者回線ごとに月額 475 円(税込 498.75 円)とします。

#### 第15条(月額使用料の支払い)

- 1 当社は、本会の月額使用料をサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。
- 2 本会員は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 3 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

#### 第16条(月額使用料の日割り)

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本会への入会・退会による本会員資格の取得・喪失等があった場合は、次により日割り計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

本会への入会	本会への入会の日から起算し、当該請求月の日数に従って、日割り計算を行います。
本会員の資格の喪失	本会員の資格の喪失の日までの当該請求月の日数に従って日割り計算を行います。

#### 第17条(月額使用料の無料期間の適用)

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

#### 第18条(消費税相当額の加算)

第14条、第15条、第16条の規定により本会員が支払う金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)を加算した額とします。

#### 第19条(延滞利息)

本会員は、月額使用料その他の債務(延滞利息を除きます。)について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

#### 第20条(特典の提供義務の免責)

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1) 本会員の故意又は重過失によって生じた故障、盗難、紛失、水濡れ・全損等(以下総称して「故障等」といいます。)の場合
- (2) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (3) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (4) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (5) 地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6) その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- (7) 本会員が月額使用料その他の債務の支払いを現に怠っている場合

#### 第21条(特典の利用制限)

本会員は、本会への入会と同時に特典を利用できないものとします。

#### 第22条(DM、宣伝物等の発送)

本会員は、当社が、サービス約款の規定に従い、サービス契約者に係る情報を利用する場合があることをあらかじめご承諾いただきます。

#### 第23条(規約の変更、承認)

当社は、本規約、特典の内容を本会員に通知することなく変更することがあります。この場合には、特典及びその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

## — 特典の内容及び適用条件 —

### 修理代金(故障、破損、バッテリー交換)の一部還元

- (1) 提供対象無線装置およびアップル社、アップルストアまたはアップル正規サービスプロバイダー(ただし当社にて別途指定するものに限ります)(以下、「サービス業者」といいます。)にて発行された「請求明細書(お客様控え)」または「アップル正規サービスプロバイダーが発行する請求明細書」を当社が指定するサービス取扱所にお持ちいただけます。
- (2) 当社指定の方法にて修理代金(故障、破損、バッテリー交換)の一部還元(以下「本特典」といいます。)の利用申請を行っていただけます。当社にて申請の審査を実施いたします。
- (3) 本特典をご利用後、6ヶ月間はご利用いただけません。
- (4) 提供対象無線装置に対してアップル社、アップルストアまたはサービス業者にて有償修理が行われた場合、本規約に定める利用料金からの割引上限額の範囲内で、その修理代金の一部割合相当額を本会員の契約者回線の利用料金から割引いたします。
- (5) 修理一回あたりの利用料金からの割引上限額は、以下の通りに定めます。(2012年11月30日現在)

	割引率	利用料金からの割引上限額
iPhone4	85%	14,000円まで
iPhone4S	85%	17,000円まで
iPhone5	85%	20,000円まで
iPad/iPad2	90%	23,000円まで
iPad (第3/4世代)	90%	25,000円まで
iPad mini	90%	19,000円まで

- (6) 「保証対象外(OOW)サービス」および「バッテリー交換サービス」による修理代金が生じた場合、本特典の対象となります。アクセサリ類の修理・交換に関する修理代金は対象となりません。
- (7) Apple Care iPhone エクスプレス交換サービス料金、延滞料、消費税等は本特典の対象となりません。
- (8) 本特典は、特典利用申請を行った本会員の契約者回線に関する利用料金を割引くものです。
- (9) 本特典による割引対象の請求項目は、月々の「基本使用料金/通話料/通信料/割引サービス定額料(W ホワイト、パケット放題など)/オプション月額使用料金/各種手数料」です。割引対象の請求項目は予告無く変わる場合があります。
- (10) 月月割の対象期間中は、月月割適用後の残額に対して割引します。
- (11) 携帯電話機の分割支払金・賦払金、Apple Care Protection Plan 購入費、AppleCare+購入費、ソフトバンクまとめて支払いご利用分、ユニバーサルサービス料、および消費税等は割引の対象外です。
- (12) ひと月の利用料金の割引後も本特典による割引金額に残額が生じる場合は、残額を翌月の利用料金から割引します。以降、本特典による割引金額の残額が無くなるまで繰り返します。
- (13) 本特典による割引期間の途中で契約者回線を解約された場合、解約月の利用料金まで割引します。本特典による割引金額の残額がある場合であっても返金等はありません。
- (14) 本特典による割引期間の途中で契約者回線を譲渡または承継された場合、譲渡または承継が発生した月から譲受者または承継者に対して本特典による割引金額の残額を利用料金から割引します。
- (15) 本特典による割引の開始月は当社が指定します。
- (16) 特典利用申請日および特典利用申請の審査完了日に本サービスに加入していることが必要です。
- (17) 当社に登録されている提供対象無線装置の販売履歴に照らして、最新の提供対象無線装置を本特典の提供対象とします。
- (18) サービス業者の提供する修理内容、修理価格等が変更となった場合、本特典にて提供する割引率および割引上限額を変更する場合があります。

### トラブル(盗難・紛失・全損等)による機種変更代金の割引

- (1) 当社が指定する移動無線装置に機種変更していただけます。
- (2) サービス取扱所が提示する会員価格で機種変更することができます。
- (3) 新移動無線装置はその代金のお支払いと引換えにお渡しします。
- (4) 「トラブル(盗難・紛失・全損等)による機種変更代金の割引」、あんしん保証パックおよびあんしん保証パックライトの「水濡れ・全損保証サービス」「盗難・紛失保証サービス」、またはソフトバンクアフターサービスおよびスーパー安心パックの「盗難・全損保証サービス」を適用した日から起算して6ヵ月を経過する日までの期間は、「トラブル(盗難・紛失・全損等)による機種変更代金の割引」の適用を受けることはできません。
- (5) 盗難・紛失を理由としてトラブル(盗難・紛失・全損等)による機種変更代金の割引をご利用になる場合は、警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類(以下総称して「証明書類」といいます)を提出していただけます。証明書類をご提出いただけない場合、トラブル(盗難・紛失・全損等)による機種変更代金の割引の適用を受けることはできません。
- (6) 全損を理由としてトラブル(盗難・紛失・全損等)による機種変更代金の割引をご利用になる場合は、全損した提供対象無線装置を新移動無線装置と引き換え時にサービス取扱所にて回収させていただきます。
- (7) 「トラブル(盗難・紛失・全損等)による機種変更代金の割引」に基づき移動無線装置の交換を行った場合、旧移動無線装置(サービス取扱所にて回収したものも含みます)を用いた3Gサービスの利用を制限させていただきます。

付則 本規約は平成24年11月30日より適用いたします。